四、サンポット株式会社に対する件

昭和四十六年（排）第二十八号

排除命令

東京都品川区荏原二丁目九番六号

サンポット株式会社

右代表者　代表取締役　中村彌之助

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　サンポット株式会社は、取引先である卸売業者および小売業者を対象に、昭和四十四年十二月二十五日から昭和四十五年二月二十日までを期間とし、「五五セール」と称して行なった景品類の提供および昭和四十五年五月一日から同年六月三十日までを期間とし、「ＳＳＳセール」と称して行なった景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示するとともに、「五五セール」および「ＳＳＳセール」の通知を受けた同社の取引先卸売業者および小売業者に対し同様の趣旨の通知をしなければならない。この公示および通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後その販売する商品のうち、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」別表に掲げる商品の販売に関し、当該商品を買い受けて販売し、またはこれらの商品を使用して一般消費者に役務を提供する事業者に対し、当該事業者が新たに当該商品の取引を開始するよう誘引する手段として、または当該事業者の当該商品に係る取引高その他取引の状況が同社の定める一定の基準に該当することを条件として、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除き、年十万円をこえる景品類を提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、前項の事業者に対し、景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて行なった公示および通知について遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

一　サンポット株式会社（以下「サンポット」という。）は、肩書地に本店を置き、石油・ガス燃焼器具等の製造および販売業を営む事業者である。

二　サンポットは、関東甲信越地区の卸売業者および小売業者を対象に、

(1)　昭和四十四年十二月二十五日から昭和四十五年二月二十日までを期間として後記(一)の基準により景品類を提供する「五五セール」と称する売出しを行ない、同基準に該当した者に対し、後記(二)のとおり景品類を供与し、また、

(2)　昭和四十五年五月一日から同年六月三十日までを期間として後記(三)の基準により景品類を提供する「ＳＳＳセール」と称する売出しを行ない、同基準に該当した者に対し、後記(四)のとおり景品類を供与した。

(一)　Ａコース（現金）

同社製品の「サンポット石油風呂釜」および「サンポットホームボイラー」の購入台数五十五台を一セットとして、一セットを購入した者に対し、石油風呂釜一台につき卸売業者に五百円、小売業者に五百円を、また、ホームボイラー一台につき卸売業者に五百円、小売業者に五百円とブレザーコートをそれぞれ提供する。

Bコース（海外旅行）

前記一セットごとに一名を台湾旅行へ招待する。ただし、一セットのうちにホームボイラー五台を含めなければならない。

なお、卸売業者および小売業者は、Aコース、Bコースのいずれかを選択することができる。

(二) Aコース

前記(一)の基準どおり景品類を供与した。ただし、ブレザーコートについては希望者がなく供与していない。

Bコース

二十八名を昭和四十五年四月二十二日に台湾旅行（二泊三日、一人当り経費六万三千五百円）に招待した。

(三) 同社製品の「サンポット石油風呂釜」、「サンポットホームボイラー」および「バランス型風呂釜」ならびに同社が販売する「コマツポリバス」を対象商品とし、これらの商品を小売販売した者に対し、

Aコース（現金）

石油風呂釜一台につき五百円、ホームボイラー一台につき千五百円、バランス型風呂釜一台につき三百円、コマツポリバス一台につき三百円を提供する。

Bコース（海外旅行）

石油風呂釜七十台ごとに一名を韓国旅行へ招待する。

なお、卸売業者および小売業者は、Aコース、Bコースのいずれかを選択することができる。

(四)　Aコース

前記(三)の基準どおり景品類を供与した。

Bコース

十四名を昭和四十五年十月二日に韓国旅行（三泊四日、一人当り経費七万八百円）に招待した。

しかして、サンポットが、前記「五五セール」および「SSSセール」によって、十万円をこえる景品類を供与したのは七事業者である。

三　しかるに、サンポットが、相手方事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は、年間十万円までであって、サンポットはこの制限をこえる景品類の提供を実施したものである。

法令の適用

前記事実によれば、サンポットの行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年七月二十日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男